

今号のお知らせ

● 日本年金機構 P2-3

- 電子送付サービスをご利用ください
- 被保険者データの受け取りはCD(郵送)から電子送付へ切替ください

● 全国健康保険協会 岩手支部 P4-5

- 「資格情報のお知らせ・加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付いたします
- 知っていますか?はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

● 岩手県社会保険労務士会 P6

- 社労士通信 vol.26

● 社会保険協会 P7-P8

- 令和5年度事業報告及び収支決算について
- 新任事務担当者研修会を開催しました!
- 遠野ウォーキングを開催しました!
- 鞍掛山軽登山を開催しました!



絵と文：千葉てるお

「あの日の高田松原」

小学3年生だったろうが…兄と高田松原へキャンプへ行こう!ということになり、二人だけで向かった夏の思い出。
陽も暮れようという頃に着き、奮闘しながらテントを張った夜、急などしやぶりに遭い大変だったが、爽やかな朝日の中海岸散歩に出ると兄が大きな岩を見つけ「アッペンに立て!」と言われ眩しい海を眺めた。帰宅後写真を見た母が「この時の気持ちを忘れるな!」と一言。
新たに植えられた4万本の松が誰かの大切な記憶になることを祈りたい。

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っていません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会

編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

電子送付サービスをご利用ください

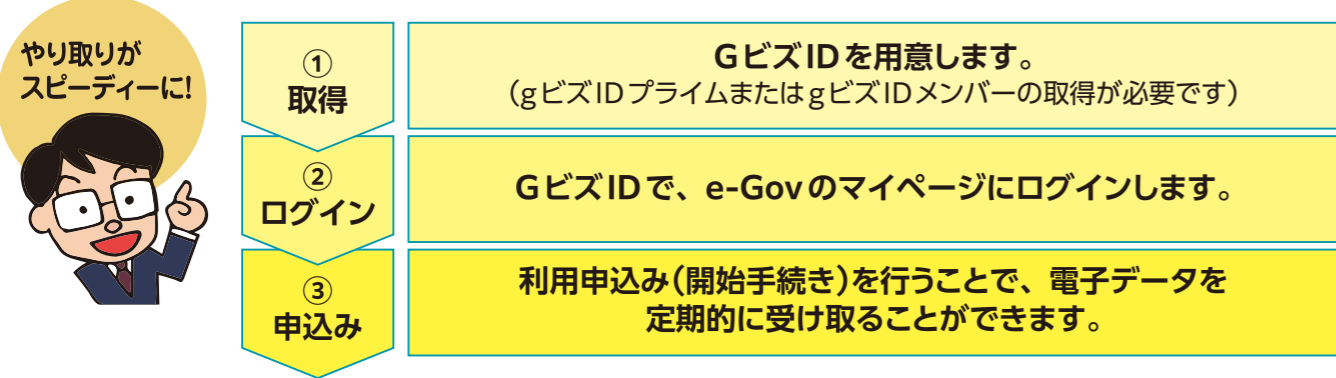
【オンライン事業所年金情報サービス】

電子送付サービスとは、事業主の方が、毎月の社会保険料額情報等の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。

利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れます。

利用するためには、GビズIDが必要となります。なお、令和7年1月より、電子証明書での利用が可能となる予定です。

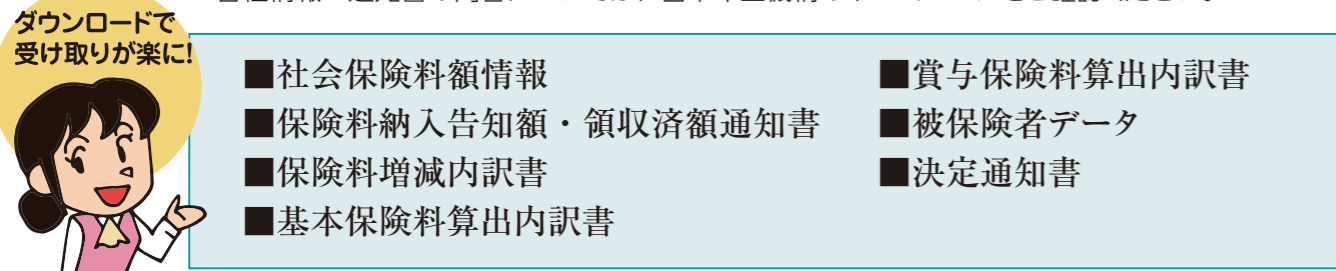
サービス利用までの流れ



受け取った各種情報・通知書の確認

日本年金機構からオンラインで受け取った情報は、e-Govのマイページの「電子送達一覧」からダウンロードできます。お受け取りできる各種情報・通知書は、下記のとおりです。

各種情報・通知書の内容については、日本年金機構のホームページをご確認ください。



電子送付に関する留意事項

- ◎各種情報・通知書は、送付対象のデータがある場合のみ作成・電子送付されます。
- ◎決定通知書について、紙または電子媒体(CD・DVD)で届出を行ったものが対象です。電子申請で届出を行ったものは、電子申請ルートで通知されます。

電子送付等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



ご利用方法等は動画でもご案内しておりますので、あわせてご覧ください。

オンライン事業所年金情報サービス 検索

被保険者データの受け取りはCD(郵送)から電子送付へ切替ください

被保険者データの早期受取やCD紛失等の事故防止を図るため令和7年3月末をもって終了します。被保険者データの受け取りは、ターンアラウンドCD(郵送)からオンラインでの受け取りに切替をお願いします。

電子送付の主なメリット

早く情報を受け取ることができる

算定基礎届のデータ受取時期について

- ターンアラウンドCD(郵送)の場合(令和7年3月末終了)
→6月20日頃に発送
- オンライン事業所年金情報サービスをご利用の場合
→6月1日頃に受取

どこでも受け取ることができる

オンラインで受け取れるため、テレワーク等、会社以外の場所でも被保険者データを受け取ることができます。また、CDの紛失等の心配もありません。

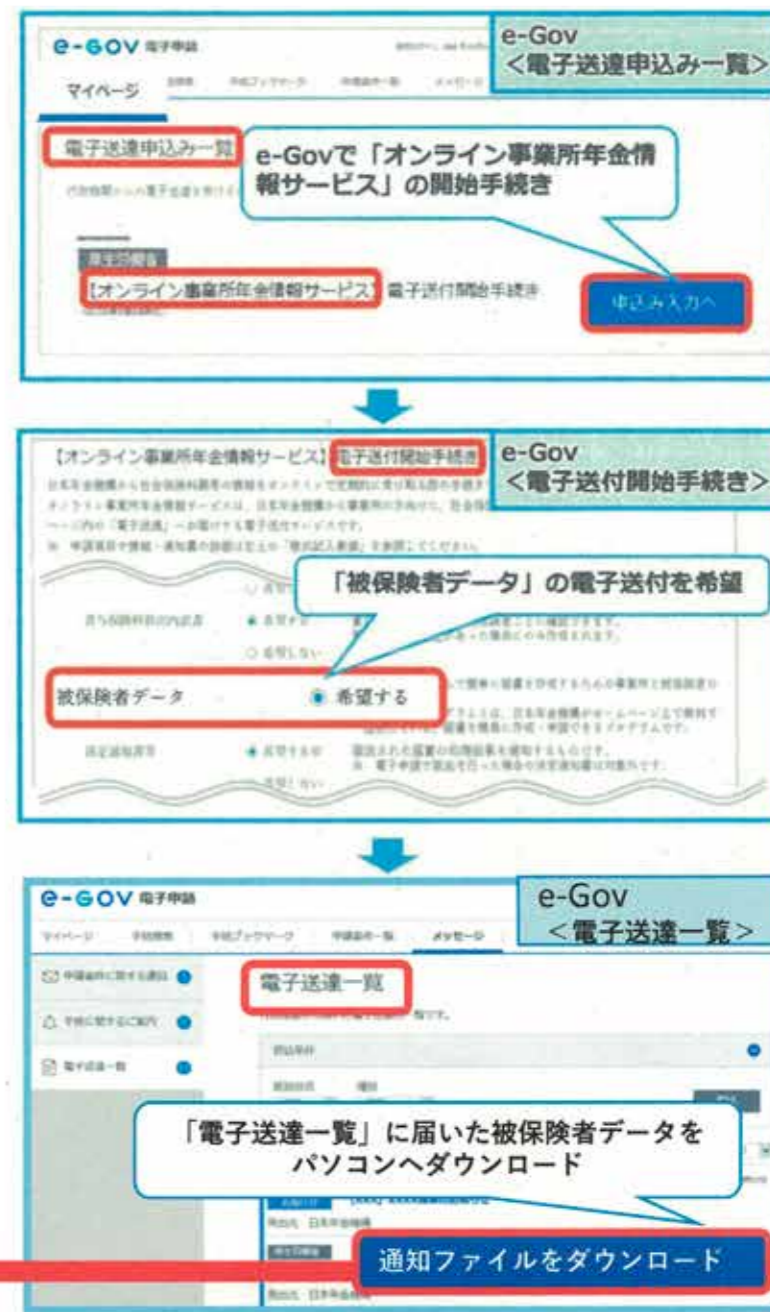
環境負荷を軽減できる

CDや封筒等が不要になり、資源を節約できるため、環境への負荷を軽減することができます。



「被保険者データ」の受け取り

「オンライン事業所年金情報サービス」では、「届書作成プログラム」に取り込める「被保険者データ」を提供します。電子申請を行う際に活用できます。その他、毎月の社会保険料額情報等についても電子データで受け取ることができます。



令和6年12月2日からの健康保険証の新規発行廃止に伴い

「資格情報のお知らせ・加入者情報」を送付いたします

(マイナンバーの下4桁)

※国の方針に基づき令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となります。
 ※健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わることとなります。

事業主の皆様へ



上記の「資格情報のお知らせ・加入者情報」は令和6年9月に事業所様宛に送付させていただきますので、お手数をおかけ致しますが、従業員の皆様への配布にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、令和6年7月の納入告知書に案内チラシを同封する予定となっておりますので、ご確認願います。

「資格情報のお知らせ」とは?

「資格情報のお知らせ」は、健康保険証の新規発行廃止に伴い、加入者の皆様がご自身の加入者資格等を簡易に把握できるようにし、健康保険の様々な手続きを円滑に行うことができるよう発行するものです。

次のような時に使用します!

■マイナ保険証で医療機関を受診できない場合

マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の両方を提示することで、医療機関を受診することができます。(※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。)

■傷病手当金などの健康保険の各種給付金等の申請時

「資格情報のお知らせ」に記載されている健康保険の記号・番号等が必要になります。



送付物イメージ

1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。
 ※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

加入中の健康保険の記号・番号等が記載されています。大切に保管ください。
 ※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。今後国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

■お問い合わせ先 TEL019-604-9018(企画総務グループ)

気になるマイナ保険証の

Q&A

Q 健康保険証を使って医療機関を受診するのと何が違うの?

A マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

＼知っていますか!?!／

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方 健康保険の対象となるのはどんなとき?

はり・きゅうの場合

下記①、②の両方の要件を満たす場合にのみ健康保険の対象となります。



①対象となる傷病であること

- ・神経痛・リウマチ・五十肩
 - ・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症 など
- ※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

②医師がはり・きゅうの施術について同意していること

⚠ 医療機関との併用での施術は認められません。

あん摩・マッサージの場合

下記の要件を満たす場合にのみ健康保険の対象となります。



医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的としています。

⚠ 疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方について詳しくはこちら▶▶▶▶



■お問い合わせ先 TEL019-604-9070(業務グループ)

健康サポート(特定保健指導)・重症化予防事業 (未治療者に対する受診勧奨業務)の一部を外部機関に委託しております

協会けんぽ岩手支部では、上記の事業に取り組んでいるところですが、より多くの方にご案内させていただくため、事業の一部を以下の外部機関に委託して実施しております。

委託内容	委託事業者	電話番号
被保険者に対する特定保健指導業務委託	株式会社ベネフィット・ワン	03-6830-8030
被保険者に対する特定保健指導継続的支援等業務委託	株式会社ベストライフ・プロモーション	044-754-4100
被保険者に対するICTを活用した特定保健指導業務委託	SocioFuture(ソシオフューチャー)株式会社 健康サポートセンター	0120-537-143
重症化予防事業(未治療者に対する受診勧奨業務)の外部委託	株式会社エム・エイチ・アイ	0120-751-481

※SocioFuture株式会社は、岩手支部と契約している健診機関で受診した他支部加入者の特定保健指導案内・勧奨業務も行ってまいります。

※委託期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

※個人情報の取り扱いにつきましては、業務委託にあたり、当該業務の実施に関し、入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない旨の契約を交わしております。



委託業者から文書または電話で連絡させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします

■お問い合わせ先 TEL019-604-9089(保健グループ)

労災防止のために必要な 安全衛生教育を見直そう!

社労士 おや、職員の方々が構内の草刈り作業をされていますね。肩掛け式草刈り機ですね。

部長 草が伸びてきたからね。スッキリとした見栄えになったでしょう。

社労士 ところで部長さん、あの職員の方々に安全衛生教育を行いましたか？

部長 えっ、草刈りにも教育が必要なの？肩掛け式草刈り機は私も土日に自宅ですべて使っているよ。

社労士 労働者を使用する会社等では労働災害を防止するために安全衛生教育が必要です。肩掛け式草刈り機その他、ホームセンターなどで入手できる携帯丸鋸作業、振動工具取扱作業などにも安全衛生教育が必要なんです。構内でのフォークリフトの運転は、原則として技能講習修了が必要なことは割と知られていますが、付随して作業指揮者の選任と教育等の対策が必要となることもご存じでしょうか？



部長 そんなにたくさんの資格や教育があるのかい？わが社でも荷卸しにフォークリフトを使っているな。工具類もあるぞ。

社労士 令和6年2月からテールゲートリフター特別教育、4月からは化学物質を使用する職場において化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任等が必要になりました。今後も法令等の改正や通達によって必要となる資格や教育が増えていくでしょう。特に本業以外の作業は見逃しやすくなりますので注意が必要です。

危険業務に必要な安全衛生のための教育(一部抜粋)

種類	対象作業
特別教育※1	研削といし取替えおよび試運転(グラインダー、高速カッター)、フォークリフト運転業務(最大荷重1t未満)、テールゲートリフターの操作業務 他
安全衛生教育※2	携帯丸鋸、肩掛け式草刈り機、振動工具取扱作業(電動レンチ、インパクトレンチ、ジグソー、マルチツール等) 他

※1 安全衛生法に基づく危険又は有害な業務従事者には特別教育を行わなければなりません。
※2 就業制限業務の特別教育に準ずる危険有害業務従事者への教育(厚労省告示、通達などに基づく法定教育)

部長 わが社も作業を見直して教育計画を検討しなければならないな。

社労士 必要があればいつでもご相談ください。



ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

令和5年度事業報告及び収支決算について

一般財団法人岩手県社会保険協会では、令和6年5月24日盛岡市において令和5年度事業報告及び収入支出決算について理事会を開催しました。また評議員会は令和6年6月13日に盛岡市で行われ、決算と役員改選の承認が行われました。事業報告の概要については次のとおりです。

【令和5年度事業報告の概要】

■制度広報活動

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行
- 会員事業所に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険の事務手続(適用・給付版)」(5月)
 - ・「2023年版高年齢者雇用・年金マニュアルシート(7月)
 - ・「すこやかファミリーカレンダー」(11月)
 - ・「社会保険事業カレンダー(年齢区分社会保険手続)」(1月)
- 会員事業所の年金・健康保険委員に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険ダイアリー」(11月)
 - ・「全国社会保険委員会連合会会報(第36号)」(11月)

■制度広報活動

実施	内容	場所
4月	【新任事務担当者研修会】 ○厚生年金・健康保険適用関係の事務手続 ○雇用保険関係手続について	大船渡市、北上市、盛岡市、久慈市、宮古市 234名参加
10月	【ビジネスセミナー】 ○職場のトラブル解消法	北上市、盛岡市、一関市、釜石市、二戸市 60名参加
10月 12月	【年金制度説明会】 ○老齢年金制度について ○退職後の健康保険及び国民健康保険制度について ○健康づくり講習	盛岡市、矢巾町、久慈市、宮古市、大船渡市、花巻市、一関市 128名参加

■保健事業及び健康づくり事業

月日	場所	内容	
6月20日	平泉町	【世界文化遺産 健康ウォークin平泉】 協力:平泉歩こう会	80名参加
9月10日	滝沢市	【鞍掛山 軽登山】 協力:滝沢市山岳協会	40名参加
10月22日	遠野市	【民話の里 遠野健康ウォーク】 協力:民話のまち 遠野ウォーキング協会	84名参加
年間	会員事業所	健康づくり実施事業所への保健師等の講師派遣	2件
		健康づくり・疾病予防対策DVDの貸出し 常備薬斡旋案内	21事業所 9月

■福利厚生事業(会員限定)

月日	場所/対象	内容	備考
9月9日	花巻市	ゴルフ大会	37名参加
年間	会員事業所	「施設利用会員証」の(更新)発行	随時
7月	会員事業所	文化事業(音楽、演劇等)の優待案内	劇団四季

■会員拡大対策

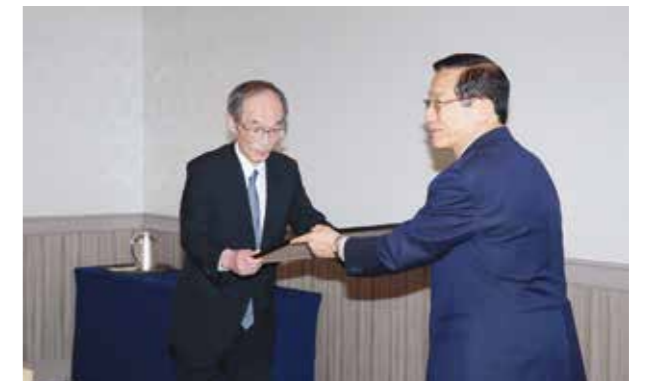
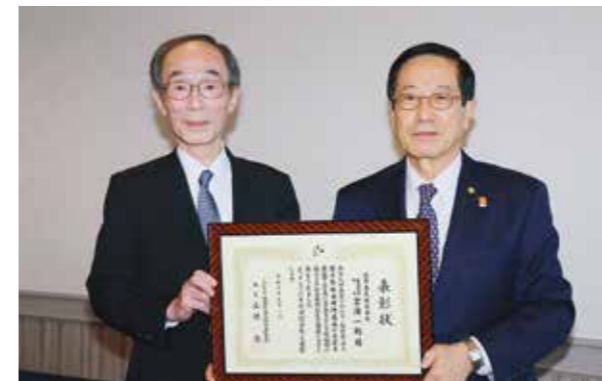
実施月	対象	内容	備考
隔月	非会員	新規適用事業所に対する文書による会員加入勧奨(開示請求資料による)	随時

■社会保険委員会(年金・健康保険委員)への活動支援

- 「年金・健康保険委員功労者表彰伝達式」共催事業(11月)
- 日本年金機構主催「ねんきんポスターコンクール」事業支援(11月)

全国社会保険協会連合会会長表彰について

当協会の宮澤一郎副会長が全国社会保険協会連合会会長表彰を受賞され、令和6年5月24日盛岡市内において表彰授与式が行われました。





社会保険協会からのお知らせ

☆新任事務担当者研修会を開催しました!

今年度は県内8会場のべ279名が参加し、年金事務所職員による説明と岩手労働局助成金コーナー担当職員による「キャリアアップ助成金」を中心に各種助成金制度の概要について説明を行いました。特に助成金制度は多種多様であり詳細は**岩手労働局助成金センター (TEL019-606-3285)**までお問い合わせください。



盛況のアイーナ会場



年金事務所による説明



岩手労働局による説明

☆遠野ウォーキングを開催しました!

今年も4月20日に遠野ウォーキング協会のご協力をいただきウォーキングを開催しました。地元ならではの隠れた(?)名所を6キロと9キロのコースに分かれて総勢83名が満開の桜と新緑の爽やかな風に吹かれながら満喫することができました。



☆鞍掛山軽登山を開催しました!

今年は梅雨入り前の6月15日(土)、好天に恵まれ滝沢市山岳協会のご協力のもと37名が参加しました。好天が続き登山道もぬかるみ等もなく、絶好の森林浴を満喫しながら全員がいつもよりも早いペースで登頂することができました。



年金出張相談所

会場		8月	9月	時間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	8(木)	9(月)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	21(水)	18(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	28(水)	9月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	8月はお休みです	25(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	22(木)	9月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	27(火)	26(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	8月はお休みです	5(木)	10:00~15:30
	奥州市役所(江刺総合支所)	1(木)	9月はお休みです	10:00~15:30
宮古	青葉ビル第1・2研修室(金石市)	15(木)	19(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	1(木)	5(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	8(木)	5(木)	10:30~16:00
		22(木)	19(木)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

自動音声案内番号

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。

【予約の申込方法】

1. 予約相談日の1か月前から前日まで受付。
2. 申込の際は、基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書等をご準備ください。

【年金相談に必要なもの】

1. 年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証等、本人確認ができるものを2つ以上ご持参ください。
2. 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の身分証明書(運転免許証等)が必要になります。

※年金請求に関してはインターネット予約(年中無休)8時から23時30分